ASEAN-JAPAN CENTRE

ASEAN 最新事情講座

「ASEAN における投資紛争解決制度・国際仲裁の最新実務」

国際機関日本アセアンセンター

多くの日本企業が ASEAN に進出し、今後は ASEAN 内における拡大のステージに移行しています。日本企業がASEANにおいて業務を拡大していく際には、紛争発生の可能性も高まるため、ASEAN各地における紛争解決制度の理解が必須です。今回のセミナーでは、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーおよびマレーシアなど、ASEAN 各国の裁判制度、仲裁制度、弁護士秘匿特権について解説いたします。また、仲裁判断を実効力あるものにするためには、それぞれの法域における仲裁判断の適切な承認・執行が担保されている必要があるところ、仲裁判断の承認・執行についての最新実務も報告いたします。

まず、第 1 部では、ASEAN 各国の基本的な裁判制度・仲裁制度、最新の改正・実務について説明します。それを踏まえて、第 2 部では各 ASEAN 紛争解決制度を横断的に比較しながら、ASEAN 各国のディスカバリー制度、弁護士秘匿特権制度、ASEAN 各国の裁判の汚職の状況、ASEAN 各国の裁判判決・仲裁判断の承認・執行の最新情報、日本企業がどのように ASEAN 各国の紛争解決制度を利用すればよいかをお伝えします。

今回のセミナーでは、日本人で最初にシンガポール国際仲裁センター（SIAC）においてケースマネージングオフィサーを経験し、ASEAN における国際仲裁の実務の精通している栗田弁護士、およびメコン地域の裁判・仲裁実務に詳しい薮本氏が、講師を務めます。

日時	2017 年 5 月 12 日（金） 10 時 00 分～11 時 30 分 （受付開始： 9 時 40 分）
場所	日本アセアンセンター アセアンホール 東京都港区新橋 6-17-19 新御成門ビル 1 階
講師	弁護士法人 One Asia シンガポール事務所 弁護士 栗田 哲郎 弁護士法人 One Asia タイ事務所 藪本 雄登
主催	国際機関 日本アセアンセンター
対象	ASEAN 地域に進出済み/進出検討中の企業の方 企画・海外部門・法務を担当されている方を対象としています。
定員	100 名 ☆定員を超えるお申込みがあった場合には上記の対象者を優先の上、抽選をおこないます。 ☆講師の方と同業の方のお申し込みはお断りする場合がございます。
参加費	無料
申込み	日本アセアンセンターウェブサイトよりお申し込みください。 電話・メール・ファックスによるお申し込みは受け付けておりません。 http://www.asean.or.jp/ja/invest-info/eventinfo-2017-05/ 受講者には受講票を発行いたします。 お申込みのない方の当日参加はできません。
問合わせ先	国際機関 日本アセアンセンター 貿易投資部 TEL：03-5402-8006 http://www.asean.or.jp

☆ 当日は会場受付にて受講票とお名刺 1 枚をご提示ください。

☆ ご記入いただいた個人情報は、本セミナー講演者への提示および弊センターからの各種ご案内をお送りする目的のみに使用します。